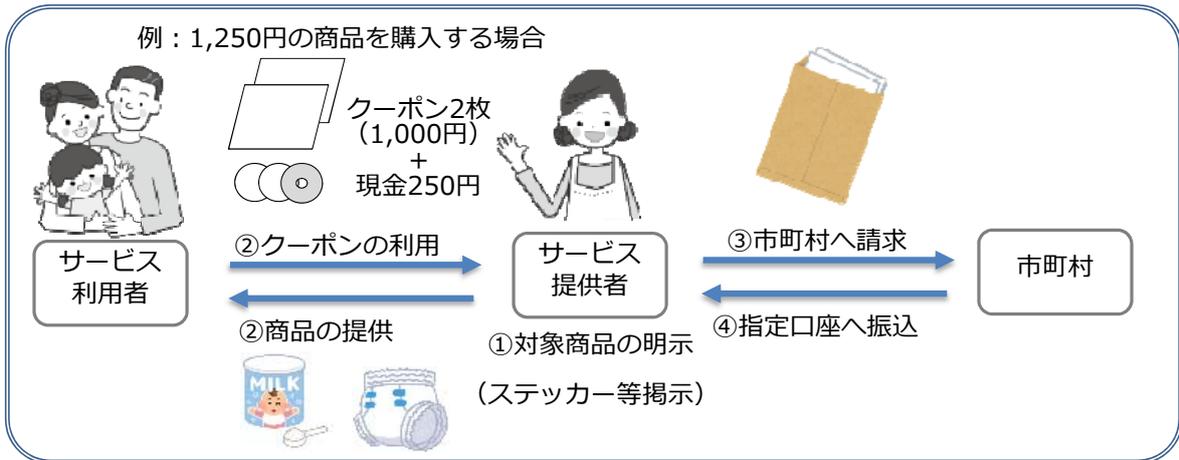


【「おおいた子育てほっとクーポン」協力店舗用取扱マニュアル】

1. 事務フローについて



2. ステッカー及び利用者向け注意事項の掲示について

- ◆対象商品の「おむつ・ミルク」は可能な限り、1カ所のコーナーに集めて陳列してください。
- ◆「おおいた子育てほっとクーポンが利用できる」旨の下記のステッカーを配布します。
- ◆利用者向け注意事項（別紙）と併せて対象商品のあるコーナーに掲示してください。



ステッカー



読み聞かせ絵本の例

3. クーポンの取り扱いについて

サービス利用者が利用料をクーポンにより支払う場合、以下のように取り扱いをお願いします。

①クーポンつづりを受け取る。

▼クーポンつづりの表紙を見て、以下の点を確認してください。

A サービス提供店舗の所在市町村発行のものであること

所在地外のクーポンを使用することは原則できません。

B 有効期間内であること

有効期限を過ぎているクーポンは使用できません。

C 氏名の確認

クーポンは表紙に氏名が記載されている児童とその兄弟姉妹（小学生以下）のみ使用できます。使用しようとする者が当該クーポンの対象者であるかどうか疑義がある場合は、保険証等で本人確認を行ってください。

(クーポン綴り表紙)



▼クーポンは切り離し無効です。

サービス利用者が誤ってクーポンを切り離してしまった場合は、元の綴りと一緒に提示すれば**使用可能**です。

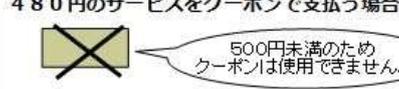
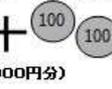
元の綴りと切り離されたクーポンのクーポン**番号が一致**していることを**必ず確認**してください。

サービス提供者が誤って必要枚数以上のクーポンを切り離してしまった場合は、サービス利用者に説明したうえで余分のクーポンを返却してください。

②使用する枚数だけ切り離し、つづりは返却する。

▼サービス利用者にクーポンを何枚使用するか確認し、その枚数だけ切り離して受け取ってください。

(注：クーポンを使用した支払方法について)

<p>例1. 1,000円のサービスをクーポンで支払う場合</p>  <p>クーポン2枚(1,000円分)</p>	<p>例2. 480円のサービスをクーポンで支払う場合</p>  <p>500円未満のため クーポンは使用できません。</p>
<p>例3. 1,200円のサービスをクーポンで支払う場合</p> <p>○  +  100 100</p> <p>クーポン2枚(1,000円分)</p> <p>クーポン2枚と 現金200円で支払い</p> <p>×  X</p> <p>クーポン3枚(1,500円分)</p> <p>利用料金を超える額の クーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。</p>	

※クーポンによる支払い分 ≤ サービス利用料 となる場合のみクーポンによる支払いができます。

500円未満の端数をクーポンで支払うことはできません。お釣りも出せません。

サービス利用者にお釣り不要と言われたとしても、利用料以上のクーポンを受け取らないようにしてください。

③うら面に利用年月日、店舗名を記入し、保管。

▼うら面に利用年月日、受領機関(者)名(ゴム印可)を記入してください。

2~4枚の半券がつながっている場合は、いずれか一カ所の記入で結構です。

<記入例> (クーポン裏面)

利用年月日	R3.4.1
受領機関(者)名(ゴム印又は署名)	(株)〇〇 △△店

→利用年月日：サービス利用日

→受領機関(者)名：事業者名(店舗名)のゴム印
または署名

※受領したクーポンは市町村への請求の際に必要なので保管しておいてください。

クーポンを紛失した場合はその分の請求はできないこととなりますのでご注意ください。

4.利用料等の請求について

▼以下の書類を1ヶ月分まとめて市町村窓口へ提出します。

<提出書類>

- ① 「おおいた子育てほっとクーポン」請求書
- ② サービス利用者が利用したクーポン

①クーポン利用料請求書

請求書の様式はサービス提供者の所在市町村担当窓口を確認願います。
振込先口座情報、サービス提供者の所在地、事業者名（店舗名）、クーポンの使用枚数、合計金額等を記入していただくこととなります。

②サービス提供者が発行したクーポン

①～②をそろえてクーポンが使用された日の翌月10日（休日の場合はその翌日）までに郵送するかサービス提供者の所在市町村窓口へ持込みしてください。
金券ですので、郵送の場合は書留、簡易書留等、追跡・補償がある方法にて送付してください。



市町村からは、請求書を受領した日から30日以内にサービス提供者の振込先口座にお支払いします。

5.市町村問合せ一覧

市町村窓口	電話番号	市町村窓口	電話番号
大分市子育て支援課	097-537-5793	杵築市福祉事務所子育て支援室	0977-75-2408
別府市子育て支援課	0977-21-1427	宇佐市子育て支援課	0978-27-8143
中津市子育て支援課	0979-22-1129	豊後大野市子育て支援課	0974-22-1001
日田市こども未来課	0973-22-8317	由布市子育て支援課	097-582-1262
佐伯市こども福祉課	0972-22-3972	国東市福祉課	0978-72-5164
臼杵市子ども子育て課	0972-86-2716	姫島村住民福祉課	0978-87-2278
津久見市社会福祉課	0972-82-9519	日出町子育て支援課	0977-73-3177
竹田市子育て世代包括支援センター （社会福祉課内）	0974-63-4823	九重町子育て支援課	0973-76-3828
豊後高田市子育て支援課	0978-23-1840	玖珠町子育て健康支援課	0973-72-2022

(別紙) 利用者向け注意事項

●クーポンの利用方法

- ◆お支払いの際に、対象の商品とクーポンをレジまで持ってきてください。
- ◆クーポンは冊子のまま店員にお渡しください。その際に利用枚数を店員にお伝えください。
- ◆対象商品以外の商品がある場合は、お支払いは別々となります。

●利用上の注意

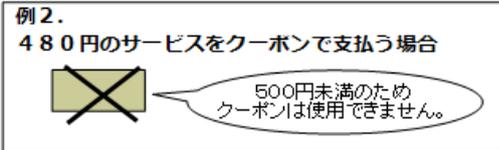
- ◆クーポンは**切り離さず、冊子のまま**利用してください。
- ◆1回の利用で複数枚利用できますが、おつりは出ません。
- ◆**端数は現金等**でお支払いください。
- ◆**おつり不要の場合でも利用料金を超える額のクーポンは利用できません。**
- ◆1回の支払額が**500円未満の場合は利用できません。**

例1.
1,000円のサービスをクーポンで支払う場合



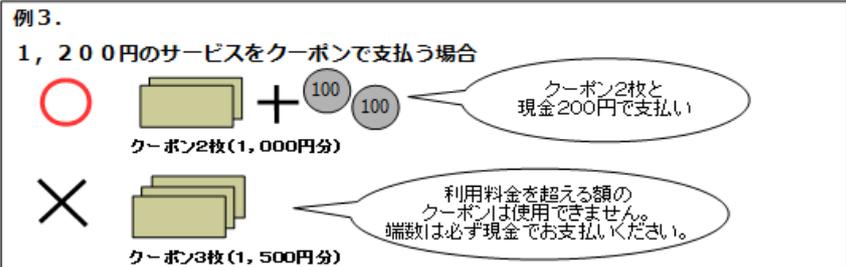
クーポン2枚(1,000円分)

例2.
480円のサービスをクーポンで支払う場合



500円未満のため
クーポンは使用できません。

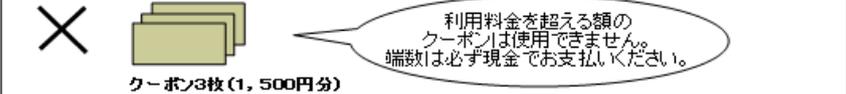
例3.
1,200円のサービスをクーポンで支払う場合



クーポン2枚と
現金200円で支払い

クーポン2枚(1,000円分)

100 100



利用料金を超える額の
クーポンは使用できません。
端数は必ず現金でお支払いください。

クーポン3枚(1,500円分)